

# 建設工事と技術者の配置について

令和7年2月  
木津川市

## 第1 建設業法で必要とする技術者等

### 1 営業所技術者等（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任技術者にはなれません。

許可を受けようとする建設業ごとに、以下の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- ・一般建設業 : 営業所技術者（国家資格者、実務経験者（年数規定有））
- ・特定建設業（指定建設業） : 特定営業所技術者（一級国家資格者、大臣特別認定者）
- ・特定建設業（指定業種以外） : 特定営業所技術者（一級国家資格者、指導監督の実務経験者（年数規定有））

- ◎ 営業所技術者等は、次の条件を満足する場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。
- ・当該営業所で契約締結した建設工事であること。
  - ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。
  - ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ただし、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、営業所における専任の技術者と現場における主任技術者の兼任は、避けることが望まれます。
- ◎ 営業所技術者等は、2以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば2以上の業種の営業所技術者等を兼任することができます。
- ◎ 営業所技術者等は、経営業務管理責任者（建設業の許可の要件の一つとして設置が求められる経営経験、補佐経験や業務経験を有する常勤役員等をいう。）を兼任することができます。

### 2 建設工事の工事現場に配置すべき技術者

工事現場には、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者。以下「監理技術者等」という。）を配置しなければなりません。また、配置する監理技術者等は原則1名とします。

なお、共同企業体（甲型）などで複数の監理技術者等を配置する場合は、代表する監理技術者等を明確にし、情報集約するとともに、職務分担を明確にしておく必要があります。

#### （1）主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、所定の資格を有する主任技術者を配置しなければなりません。

#### （2）監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の

額の合計（以下「下請総額」という。）が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

### （3）主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

### （4）専門技術者（建設業法第26条の2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事に含まれる専門工事を自ら施工しようとするときは、当該専門工事に関する主任技術者の資格を有する者（以下「専門技術者」という。）を配置しなければなりません。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（以下「附帯工事」という。）を施工することができますが、その場合においても同様に、当該附帯工事に関する専門技術者を配置しなければなりません。

なお、主任技術者又は監理技術者が、専門工事又は附帯工事（以下「専門工事等」という。）に関する主任技術者の資格を有するときは、専門技術者を兼任することができます。

専門技術者を配置できないときは、それぞれの専門工事等に係る建設業の許可を受けた建設業者に、当該専門工事等を施工させなければなりません。

### （5）特定専門工事における主任技術者（建設業法第26条の3）

特定専門工事（型枠工事又は鉄筋工事であって、元請、下請にかかわらず当該専門工事を施工するために直接締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円未満のものをいう。）において、当該特定専門工事に配置される主任技術者が、自らの職務と併せて、当該下請工事に配置される主任技術者の職務を行うことを、書面により合意した場合は、当該下請工事に主任技術者を配置する必要はありません。

この場合、当該特定専門工事に配置される主任技術者は、同種の建設工事に関し1年以上の指導監督的な実務経験（工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験をいう。）を有するとともに、当該特定専門工事の現場に専任で配置されなければなりません。

なお、当該下請工事に主任技術者を配置しない場合においても、当該下請への指示は、事業主又は現場代理人など、当該下請工事の現場責任者に対し行われなければならず、当該特定専門工事の主任技術者が当該下請の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣（いわゆる偽装請負）と見なされる場合があります。

## 3 工事現場ごとに専任すべき監理技術者等

### （1）監理技術者等（建設業法第26条第3項）

請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事に設置される監理技術者等は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければなりません。

特定専門工事の下請工事（建設業許可を有する者と直接契約を締結したものに限る。）に主任技術者を配置しない場合、当該特定専門工事に配置される主任技術者は工事現場ごとに専任の者でなければなりません（法第26条の3第1項、第2項、第6項）。

許可を受けている業種		指定建設業(7業種) (土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園)			指定建設業以外(左以外の22業種)		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
営業者に必要な技術者の資格要件		①一級国家資格者 ②大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者		①国家資格者 ②実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請総額	5,000万円以上※1	5,000万円未満※1	5,000万円以上は契約できない※1	5,000万円以上※1	5,000万円未満※1	5,000万円以上は契約できない※1
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②大臣特別認定者	①1級・2級国家資格者 ②登録基幹技能者 ③指定学科+実務経験者 ④実務経験者		①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①1級・2級国家資格者 ②登録基幹技能者 ③指定学科+実務経験者 ④実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,500万円(※2)以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性 監理技術者講習受講の必要性	国、公共団体等発注の場合は必要	必要なし		国、公共団体等発注の場合は必要	必要なし	

※1 建築一式工事の場合:8,000万円

※2 建築一式工事の場合:9,000万円

## (2) 工事現場への専任を要しない期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は、契約工期が基本となります。契約工期中であっても、次に掲げる期間は、工事現場への専任は要しません。ただし、いずれの場合も発注者と建設業者との間で、その期間が書面により明確となっていることが必要であり、当該期間中は監理技術者等を非専任で配置する必要があります。

- ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- イ 工事請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- エ アからウに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

## 4 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

現場代理人については、工事請負契約書及び共通仕様書に以下の条件を規定しています。

### (1) 現場代理人に工事現場の常駐を求めており、他の工事と兼務できないこと。

木津川市の工事請負契約書第10条第2項

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約書に基づく受注者的一切の権限を行使することができる。

## (2) 現場代理人に受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係を求めていること。

京都府土木工事共通仕様書（案）1-1-1-11

受注者は、契約書第10条に基づく現場代理人を、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、配置しなければならない。

「工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

## (3) 工事現場における現場代理人の常駐の特例

木津川市の工事請負契約書第10条第3項

発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」とは、以下の条件のいずれかの場合に限ります。

- ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- イ 工事請負契約書第20条第1項又は第2の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- エ アからウに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

現場代理人が工事現場を離れる場合、その期間を明確にし、現場の安全確保、緊急時の連絡体制等が工事打合せ簿等で明確にしなければなりません。

## 5 受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する現場代理人及び監理技術者等については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、次のような者の配置は認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合（派遣等）
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合（工事期間のみの短期雇用）

なお、「恒常的な雇用関係」とは、入札の申込みのあった日以前に3か月以上の雇用関係があることが必要です。また、「入札の申込みのあった日」とは、一般競争入札（「条件付を含む」以下同じ。）の場合は入札参加資格確認申請日、随意契約の場合は見積書の提出日とします。

また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

## 6 特定建設工事共同企業体と技術者等

特定建設工事共同企業体が請け負った建設工事を施工する場合には、代表者が監理技術

者を、その他の構成員が国家資格を有する主任技術者をそれぞれ請負金額にかかわらず専任で配置しなければなりません。この場合、監理技術者等は当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者資格又は国家資格を有する必要があります。

また、代表者は現場代理人を常駐で配置する必要があります。

## 第2 一般競争入札における配置予定技術者

### 1 配置予定技術者調書に記載する監理技術者等の要件について

木津川市が発注する一般競争入札では、入札参加資格確認申請時に配置予定技術者調書の提出を求めていますが、監理技術者等の専任を要する工事（請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の工事又は入札公告等で工事現場に監理技術者等の専任を求める工事）においては、工事契約時点で、配置予定技術者調書に記載された監理技術者等を確実に配置できることが必要です。配置予定技術者調書に記載する監理技術者等については、以下の条件に留意しなければなりません。

なお、配置予定技術者は、死亡、傷病、退職、転勤、被災、出産、育児、介護等の極めて特別な理由がある場合を除き変更できません。

- (1) **自社と直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の雇用関係）があり、契約期間中、工事現場に専任で配置できる監理技術者等であること。**
- (2) **工事契約時点で、監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満の場合は主任技術者）を確実に配置できること。**

（1人の監理技術者等で複数の工事に入札参加資格確認申請をすることができる。）

ただし、1人の監理技術者等で複数の工事に入札参加資格確認申請をした場合は、落札決定を受けた時点において、残りの工事の入札参加資格を失う。

また、複数名の監理技術者等で複数の工事に入札参加資格申請をした場合も、配置予定技術者の配置が不可能になった時点で、残りの工事の入札参加資格を失う。

なお、入札書提出期限（ただし、入札書を提出する場合は入札書提出時）までは、どの時点でも入札辞退できる。

- (3) **入札参加資格確認申請書提出時に配置予定技術者が特定できない場合で、複数の候補者を記入する場合は、すべての候補者について要件を満足すること。**

（条件を満たす 2 名の監理技術者等がいる場合、2つの工事にその 2 名の監理技術者等を配置予定技術者の候補者として、配置予定技術者調書に記載して入札参加資格確認申請をすることは可能。）

- (4) **入札参加資格確認申請時点で、他工事に配置している監理技術者等を配置予定技術者とする場合は、工事契約時に現在配置している工事が完成し、検査が終了（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）しており、事務手続、後片付け等のみが残っている場合、又は下記第3で示す途中交代が認められることが証明される場合に限り、配置可能な監理技術者等として認める。**

（工事契約時に、現在配置されている工事が完了していることの確認は、C O R I N S に登録されている監理技術者等の従事期間によることを原則とするが、従事期間の末日よりも前に工事が完了することを証明する必要がある場合は、入札参加確認申請時に工事完成届の写しを提出すること。）

ただし、条件付一般競争入札において、他工事に配置している監理技術者等を配置予定技術者とする場合は、上記に係らず、入札参加資格確認申請時に現在配置している工事が完成している場合、若しくは、現場を終了して事務手続き、後片付け等のみが残っている場合、又は、下記第3で示す途中交代が認められることが証明される場合に限る。

- (5) 入札参加資格確認申請書の提出時に、配置予定技術者の資格及び雇用関係を証明する各種資料（以下「確認資料」という。）が提出できること。なお、提出時において講習修了証の有効期限内であること。
- (6) 期日までに確認資料を提出しない場合、確認資料により入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、又は工事契約時に配置予定技術者を配置できなかった場合は、木津川市の指名停止措置を行うことがある。また、落札決定後に判明した場合は、落札決定を取り消し、違約金を徴収することがある。
- (7) 営業所技術者等を配置予定技術者とする場合は、後任の営業所技術者等の候補者の氏名並びに現在の所属及び現場専任技術者でないことについて、書面（書式は任意）で提出すること。
- (8) 木津川市議会の議決を必要とする工事については、前各号中「工事契約時」とあるのは「本契約時」のことをいう。

## 2 配置予定技術者の確認資料

### (1) 配置予定技術者の資格を証明するもの

#### ア 監理技術者

次の（ア）及び（イ）の資料を提出してください。（条件付一般競争入札を除く。）

ただし、（ア）の裏面に講習終了履歴の記載がある場合、（イ）の提出は不要です。

（ア）監理技術者資格者証（表・裏）の写し

（イ）監理技術者講習修了証の写し（有効期間内のもの）

#### イ 主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。（条件付一般競争入札を除く。）

（ア）資格証明書等の写し（主任技術者となりうる国家資格等を有する技術者）

（イ）経歴書（実務経験による技術者の場合）

### (2) 直接かつ恒常的な雇用関係を証明するもの（条件付一般競争入札を除く。）

本人が工事を請け負った企業と3か月以上の雇用関係にあることが確認できる以下のいずれかを提出してください。

（ア）監理技術者資格者証の写し（表・裏）

（イ）健康保険被保険者証の写し（ただし、発行済みで有効期限内にあるものに限る。）

（ウ）住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し

（エ）健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し

（オ）所属会社の雇用証明書の写し

（カ）（ア）から（オ）に準ずる資料の写し

### 第3 監理技術者等の変更

#### 1 監理技術者等の変更は、原則として認めません。

監理技術者制度運用マニュアル（令和6年3月改正）

##### （4）監理技術者等の途中交代

- ① 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期内での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的な内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要がある。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。
- ② なお、監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
- ③ また、監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

#### 2 例外的に監理技術者等の変更を認める基準

##### （1）工事現場の専任義務を要する工事

請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事又は入札公告などで、施工時に工事現場における監理技術者等の専任配置を要件としている工事については、工事現場ごとに専任の監理技術者等の配置が求められていることから、次のアからキのいずれかに該当し、かつ、下記（3）の条件を満足する場合に限り、受注者からの協議に対して発注者が承諾することにより変更を認めます。

##### ア 死亡

受注者から「該当監理技術者等本人が死亡した」旨の通知があった場合。（該当者の死亡診断書等公的書類の提出は不要。）

##### イ 傷病

受注者から、「該当監理技術者等本人が傷病のため、現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。

この際、受注者に該当者の病状が確認出来る診断書等資料の提示を求め、明らかに現場に専任して監理技術者等の職務が遂行出来ないと判断される場合に限る。

##### ウ 退職

受注者から「該当監理技術者等本人が退職した」旨の通知があった場合。（該当者の退職を確認できる書類の提示が必要。）

##### エ 転勤

単なる受注者の都合による転勤でなく、該当監理技術者等本人の人道上やむを得ないと判断される理由による場合。（該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断

される理由が確認できる書類の提示が必要。)

#### **オ 被災、出産、育児、介護**

受注者から、「被災、出産、育児、介護のため、該当監理技術者等本人が現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。(該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提示が必要)

#### **カ 受注者の責によらない工期延期**

地質条件や現場条件の変化、工法変更、用地調整、占用物件調整等、受注者の責によらない事由により契約事項を変更した場合。

ただし、契約事項の変更に伴い、専任で主任技術者又は監理技術者の配置が必要となった場合等、真にやむを得ない事由による場合に限る。

#### **キ 長期間工事**

工期が2年以上の長期にわたる工事で、1年以上の連続した期間において監理技術者等として従事した場合。

#### **(2) 工事現場の専任義務を要しない工事**

請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満の工事については、下記(3)の条件を満足していれば、受注者の協議に対する承認により変更を認めます。

ただし、当該工事が、増額により専任義務工事となった場合は、上記(1)と同様の取扱いとします。

#### **(3) 監理技術者等の変更が認められる場合の共通条件**

ア 交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。

イ 交代前後における技術者の技術力が同等(公募条件等に適合している等)以上に確保されること。

ウ 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

重複配置期間の基準

(ア) トンネル等長期工事で、かつ残工期が全体工期の1/2以上:1か月

(イ) 上記以外で工事の残工期が6か月以上:1週間

(ウ) その他の工事:1日

### **第4 その他**

本取扱いに記載のない事項等については、国土交通省が策定している「監理技術者制度運用マニュアル」等を参考にするなどし、適切に運用すること。